

頸城郡誌稿関係資料

「猫また」

退治の顛末

(公文書センター所蔵)

たいじ てんまつ

おそれながらかきつけをもつてもうしあげそうろう
乍恐以書付申上候

一先年、当村地内へ猫またと申獸出、人を痛め申候。右猫また之儀、年
ひさしくあいなり

久敷相成只今覚届(置カ?)候者も無御座候。尤書物等御座候得共四拾年

以来、度々火難に付、焼失仕候。依之承伝候所を申上候。

てんなに

はじめて

さくば

もうすところ

天和弐年戌の五月十九日、右獸初而当村作場重倉山之内、池ノ原と申所へ

ところ

左衛 せがれ

その にじゅうに

まかりなり

出候処、当村三在門倅乙松と申者、其節弐拾弐歳に罷成申候を、右之場

くい

しかれど

より りあまり

所にて喰申候。然も其右池ノ原は村方方弐里余之所、其上乙松つきも無

みたびけ もの

の

御座候に付、見届候者無御座候。死骸少々残り御座候を熊か犬之わざにて御

ぞんじまかりあり

こと

ついでさうばす

座候と半年存罷有候。殊に相続き出不申候。翌其年五月廿八日、村方方半

これある

もうすところ

道程有之作場へ出、当村甚七郎と申者喰申候。尤四拾三歳に相成申候。此

そらひ

やむ

ようやへ

にじゅう

みいだし

これまた

とも

節も少々死骸残り候へ共、漸翌日廿九日に見出申候。是又何之わざ共

もうばす

ついで

相知れ不申。同六月四日、居村近所へ出、甚七郎の弟与平治と申者喰申候、

この

みと

かけ

いたつ

年三拾七。此時村方之者見留め申候へ共、翔走り至て早きものに御座候へ

まかりこしそらえども

そらえは

うちど

これにより

ば、大勢罷越候得共、山奥へ入申候得者、打留め申義にも仕兼申候。依之

いであたく

その

村中男女ともに作場へも難出御座候に付、其節高田御役所へ御訴申上候へ

より

まわ

おおせつけられにんそく

あまりならびに

ば、早速桑取谷中方かり廻し被仰付人足五百人余 并高田方御足輕衆弐拾

やり

ほうぼう

そらえは

人、鉄砲鑓御持参。六月六日七日兩日に人足共方々方かり廻し候得者、南葉

もうす

けん

山北ノ方に海船坊と申山へ出申候得共、翔廻り候節は十間拾五間近所へも

なりがたきほどあれ

もうさすもちろんやり

寄り申事難成程荒し申候に付、鉄砲も当り不申勿論鑓などにては拘り候事

なりがたく
難成候。

然る所、吉十郎と申者、其頃四拾歳余りに相成申候。成程長五尺八寸程有之、なるほど しゃく さんほどこれあり

力も人方は勝れ申候。乍然し其砌、一兩日病氣に罷有候得共、村方之者達より すぐ しかしながら みぎり まかりあり

て相頼申候に付、罷出申候所、右場所へ少々後れ罷越候。出合頭之事故、あいたのみ まかりいで おく まかりこし であいがしら ことゆえ

山刀にて打掛り候得共、余り手短か之道具故、脇指にて打向ひ組て腹を三やまかたな うちかか そうらえども の ゆえ わきざし くみ

刀指しくり申候。然共、吉十郎も細腰（咽喉カ？）之所をかまれ申候に付、しかれども しいはてそうろうよう みえもうさず

双方共に即死仕候。然ども猫また相果候様には見得不申に付、翌八日つかまつり しかれ さいはてそうろうよう みえもうさず

一日は方々方鉄砲を打申斗にて見届に罷越候者も無御座候。九日にうちもうすばかり みとどけ まかりこしそうろうもの さいはてなくそうろう

漸たをれ申に付、見届、其段御注進申上候所、高田御役所（欠）候様ようやく 倒 おおせつけられ さいだん せいこう ちよう

に被仰付候に付、人足五拾人にて持出申候。尤其場所之儀、御家中御屋おおせつけられ おもちだし もつとせも かつちゆう

敷之内岡上次郎平様御屋敷之裏に御埋被成候由。右場所は其後、承り候得おかのぼり おうめになられ よし

共、玄番長屋と申所之由に御座候。よし けんやんちゆう

右猫また、長さ頭の根方尾きり迄九尺、胴之廻り八尺五寸、頭の長さ式尺五より まで

寸、両耳の間壺尺八寸、足一本の廻り式尺四寸、足の長さ式尺、毛は三束之いち ちゆう

内壺束程は漆ぬり之如く刀立不申候。齒細く熊之齒のごとく、牙角は無御座。ほど うるし ごと たちもつさず さいはてなくそうろう

猫またと申名、村方方付候様には不承伝候、取沙汰に猫またと申者にてもうす つけそうろうよう

御座候事と申候方右之名に申ならし候由に御座候。右三在門子孫、只今茂三より 慣 ただいま

在門と申候、吉十郎子孫、只今三郎衛と申候て兩人共に御百姓相続仕候。右おたずねあそばされ

御尋被遊候に付、承伝候儀、以書付申上候。其節は高田御在番御役所之しろうでん ぎ かきつけをもつて さいばん の

由に御座候。よし

延享五年辰五月
えんきよう たつ